

承認第3号

専決処分事項報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年4月27日提出

三宅町長 森田 浩司

三保医第403号

三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に関する専決処分書

上記三宅町国民健康保険税条例（昭和35年3月三宅町条例第53号）の一部を改正する条例は、省令の一部改正の施行に伴い急施を要し議会を招集する暇なきにより、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成29年 3月31日

三宅町長 森田 浩司

条例第 16 号

三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町国民健康保険税条例（昭和 35 年 3 月三宅町条例第 53 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 3 月 31 日 専決

三宅町長 森田 浩司

三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三宅町国民健康保険税条例（昭和 35 年 3 月三宅町条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 号中「26 万 5 千円」を「27 万円」に、同条第 3 号中「48 万円」を「49 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の三宅町国民健康保険税条例の規定は平成 29 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

三宅町国民健康保険税条例(昭和35年条例第53号)新旧対照表

改 正 後	現 行
(国民健康保険税の減額) 第23条 略 (1) 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>49万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ 略	(国民健康保険税の減額) 第23条 略 (1) 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>26万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>48万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ 略